

令和4年2月24日

## 令和3年度地域運動部活動推進事業報告書

再委託先 下呂市教育委員会

再々委託先 NPO法人萩原スポーツクラブ

### 1. 事業目的

この報告書は、この事業の中学校の連携相手となる総合型クラブ（萩原SC）からの視点にてまとめました。この事業を受託した経緯や目的については、令和3年7月6日「第1回地域運動部活動推進会議」にて報告しました。

この事業の目的は、発注者であるスポーツ庁、委託先である岐阜県、下呂市、総合型クラブの各々の立場で違いがありました。しかし、事業タイトルの副題となっている「休日の部活動の段階的な地域移行」という手法・手段には共通する項目があり、中学校運動部活動改革というテーマに向けて、地域部活動推進事業を受託し実行することになりました。

萩原SCの受託経緯は、クラブが目的としている地域の小中学生の（主にスポーツ）育成と、地域の活性化を図ることで、部活動支援は付随する目的と言えます。事業受託に関する経緯や目的について、「**地域部活動推進事業概要設計書**」令和3年8月\*1の2・3ページに記述しましたので、ご参照ください。

### 2. 実践研究

実践研究として次の3つの作業を行いました。

#### ①萩原SCの部活動連携の検証

平成15年度のクラブ設立時から部活動とは連携を前提に事業を行っている。クラブの事業が、今回検討されている地域部活動に照らして活用できるものであるかを検証した。

#### ②岐阜県内の部活動連携事例の分析

岐阜県内の総合型クラブには部活動連携を行っているクラブが存在している。これらの実践事例を分析し、地域部活動推進に有用な手法や関連情報の収集を行った

#### ③地域部活動の実行

令和3年10月からの休日の活動を地域部活動としての実施を開始した。最初は、4部活動を選択して地域部活動の実施とした。準備ができた部活動から随時地域部活動を実行することにした。

実践研究として行った3つの作業の詳細について記述します。

## 2. 1 萩原S Cの部活動連携の検証 実践研究 I

萩原S Cは、平成15年5月に設立しました。中学校部活動との連携は、クラブ設立当初から方針として活動してきました。クラブは部活動支援を目的とした組織ではありませんが、地域の中学生世代のスポーツ育成を行うためには、その世代で最も盛んな部活動を外すことはできません。

主要な活動範囲である萩原町地域には、萩原南中、萩原北中の2つの中学校があります。この2つの中学校の生徒を主要な会員対象者として事業を企画し実行してきました。

部活動連携の検証内容は、「地域部活動推進事業概要設計書」令和3年8月\*1 にまとめました。4ページからの『1. 萩原S Cによる部活動連携の検証(実践研究 I)』を参照してください。

## 2. 2 岐阜県内の連携事例の分析 実践研究 II

中学部活動に地域が関わることになったのは、「スポーツ振興基本計画」平成13年 が契機と思います。岐阜県では、週休2日への対応策として、休日の部活動を支援する保護者組織が各中学校に作られました。保護者クラブ、保護者会、育成会、など呼称は地域により様々ですが、指導者の確保や顧問のサポートなど行う組織が作られました。総合型クラブの中には、この保護者組織を母体として総合型クラブを設立したクラブがたくさんあります。

地域連携を実施している総合型クラブの実態を調査・分析し、地域部活動推進に役立つヒントやアイデアを発見することにしました。保護者クラブは、生徒の家族で構成する組織ですが、地域の仲間でもあります。保護者クラブについても実態調査を行いました。(7月～8月に調査)

次のクラブは、面談にて調査を行いました。

- ・はしまなごみスポーツクラブ (→羽島市教育委員会)
- ・認定NPO法人つけちスポーツクラブ
- ・こいずみ総合クラブ(→多治見市教育委員会)
- ・下呂温泉しらさぎスポーツクラブ

詳細については、「地域部活動推進事業概要設計書」令和3年8月\*1 の『2. 岐阜県内の部活動連携事例調査 (実践研究 II)』を参照してください。

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課において作成された部活動連携事例資料も入手し、連携事例の分析に活用させていただきました。

平成19年第1回全国スポーツクラブ会議は、岐阜県神戸町のNPO法人ごうどスポーツクラブを主催者として開催されました。この時の演題の中に、ごうどS Cの部活動連携の事例発表がありました。ここでは、休日の部活動は、ごうどS Cの活動として、中学校の顧問も全員がクラブ指導者として登録し指導に携わると紹介がありました。萩原S Cにとっては、部活動連携の参考となる内容がありました。萩原S Cにて保管しているその当時の部活動連携問題の協議資料を見ると、日付を変えれば今でもそのまま使用できるように思います。それくらい進展のない問題であることを改めて知らされることになりました。

実践研究Ⅰ、Ⅱの結果を整理し、次の3つの資料にまとめました。

No.	資料名	内容
①	地域部活動推進事業 概要設計書 *1	本事業の事業計画書を基に実践研究Ⅰ・Ⅱの結果をまとめ、地域部活動推進の実行計画の設計案を作成した
②	地域部活動推進事業 説明書 *2	地域部活動担当者（顧問・指導者等）に向けて、事業内容の説明を行うために、概要設計書を要約して作成した
③	地域部活動推進事業 ガイド *3	地域部活動事業の内容を良く知らない関係者（保護者・指導者など）向けの説明用として作成した

## 2. 3 地域部活動の実行 実践研究Ⅲ

地域部活動は、萩原SCで実施しているサークル事業を活用して実施することにしました。クラブが実施している事業（スクール、サークルなど）は部活動ではありませんが、部活動と勘違いしている保護者がほとんどです。そのため、地域部活動に関しては正しい理解はされていません。実際に連携活動を実行しながら、地域部活動に対する理解を深めることにしました。3年生が退部し、新チームの休日の部活動を、クラブのサークルが地域部活動として申請して実行することにしました。対応可能な部活動において、10月から順次実行を開始することにしました。

月 日	作業内容
8月20日	第1回萩原南中学校地域部活動スタートアップ会議 ・事業計画書に上げた4部活動について、先行開始に向けて関係者に説明 「地域部活動推進事業ガイド」 *3
9月7日	萩原北中学校関係者会議 ・萩原北中の部活動関係者に地域部活動の状況や予定を説明
10月7日	萩原南中学校後期部活動連絡協議会 ・各部活動の顧問、外部指導者、保護者会長に向けて地域部活動を説明 「地域部活動推進事業ガイド」 *3
10月26日	地域部活動推進事業説明会 ・クラブ指導者（外部指導者の兼務者多数あり）、理事を対象に開催 地域部活動に関する説明と、クラブ事業への影響、検討課題について 「地域部活動推進への対応について」「会員サービス事業のご紹介」 「地域部活動推進に伴う会員サービス事業の改革(案)」

地域部活動の実施にあたり、クラブ指導者の規定を変更しました。地域部活動の指導に携わる教員（顧問）は、指導者（スクール指導者 or サポート指導者）としてクラブに指導者登録することとし、サポート指導者であっても地域部活動の申請者となれることにしました。指導者のスポーツ安全保険はクラブ負担にて加入しました。地域部活動申請書 \*4 を新規作成し、この申請書にて事業申請することにしました。課題はたくさんありますが、令和3年度は、地域部活動を実行しながら課題解決を考えることにしました。

地域部活動推進のために見直したサークルの概要を表に記述します。

### サークル改善(案) 地域部活動推進策

項目	内 容
目的	地域部活動推進（休日の部活動の地域移行）に向けて、クラブにて実施しているサークル事業をベースに、見直し・改善を図り、地域部活動への対応を行う
サークルとは？	<p>クラブ内で組織するチームやグループをサークルという</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サークルは、全員がクラブ会員にて構成する <ul style="list-style-type: none"> <li>世代毎にサークルを組織する 中学生は1種目1チームとする</li> <li>部活動にある種目のサークルは、部活動＝サークルとなる</li> <li>部活動に無い種目のサークルもある</li> </ul> </li> <li>・住所や所属学校などに関係なく、誰でもサークルに加入できる <ul style="list-style-type: none"> <li>複数中学校から参加（萩原南中・萩原北中に小坂中が加わることになる）</li> <li>生徒の自主的自発的な参加で、複数のサークルに加入することもできる</li> </ul> </li> <li>・会員登録期間は、4月1日～3月31日</li> </ul>
活動内容	<p>令和3年度現在のサークル事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サークル単位で、通常練習や大会出場、イベントなどを行っている</li> </ul> <p>◎活動日： 休日及び平日の夜間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動日数や活動時間は、部活動指針を尊重し、顧問と相談して決定</li> </ul> <p>◎指導者： 地域の社会人のボランティア（顧問や外部指導者の兼務者も有）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクール指導者 年会費を納入しクラブ会員登録も行う 指導者謝礼あり</li> <li>・サポート指導者 年会費は無料で指導者登録を行う 指導者謝礼なし</li> </ul> <p>◎事業申請： サークル事業は、事業毎に申請を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は、スクール指導者又は正会員（サポート指導者は申請できない）</li> </ul> <p>◎活動経費： 受益者(参加者)負担 と クラブ負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料 参加者負担 使用料減免は適用される</li> <li>・指導者経費 スポーツ安全保険料はクラブにて負担</li> <li>・備品費 スクール備品(クラブ所有品)の使用はOK</li> <li>・その他 大会参加料やイベント経費などのクラブ助成制度（現在は停止）</li> </ul> <p>※サークル毎で保護者組織を設置し会計や送迎などの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者はクラブ指導者 保護者組織の無いサークルもある</li> </ul>
改善事項	<p>地域部活動の実施にあたり、規則等の追加変更を行った</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域部活動に携わる顧問は、指導者登録を行う 「クラブ指導者登録書」 *5</li> <li>顧問は、サポート指導者であっても地域部活動の申請者となる 規則変更</li> <li>・「地域部活動申請書」 *4を追加作成した</li> <li>地域部活動とそれ以外のサークル事業を区別</li> </ul>
特記事項	<p>課題の一つである指導者謝金について、令和3年度はクラブの規定通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働の対価では無く、費用弁償相当の支払い</li> <li>・働き方改革で推奨している指導者謝金は令和3年度は無し</li> </ul>

地域部活動に伴う規則や制度は整備しました。しかし、この内容を関係者に周知し理解してもらうことは出来ていません。そのため決められた規則に沿った地域部活動の運用とはなっていません。

先行スタートした4部活動の11月～1月の3ヶ月間の実態を「地域部活動申請書」を元にまとめて記述します。

<p><b>部活動名：</b>萩原南中女子バスケット部 (サークル名 萩原南中女子バスケットクラブ)</p> <p><b>指導者：</b>横田聡一 スクール指導者 萩原南中教員(顧問)</p> <p><b>実施回数：</b>学校にて 通常練習5回/練習試合1回 大会等遠征4回</p> <p><b>活動日時：</b>主に土曜日8:30～11:30</p>
<p><b>部活動名：</b>萩原南中男子バスケット部</p> <p><b>指導者：</b>高田多津也 スクール指導者 外部指導者を兼務 早川祐吉 サポート指導者 萩原南中教員(顧問) 地域部活動対応にて登録</p> <p><b>実施回数：</b>学校にて 通常練習5回 大会等遠征4回</p> <p><b>活動日時：</b>主に日曜日8:00～11:00など</p> <p><b>その他：</b>休日に学校部活動として2回活動した</p>
<p><b>部活動名：</b>萩原南中女子バレーボール部</p> <p><b>指導者：</b>今井直司 スクール指導者 外部指導者を兼務</p> <p><b>実施回数：</b>学校にて 通常練習8回</p> <p><b>活動日時：</b>主に土曜日8:30～11:30</p>
<p><b>部活動名：</b>萩原南中男子ソフトテニス部</p> <p><b>指導者：</b>洞垣 靖 サポート指導者 外部指導者を兼務</p> <p><b>実施回数：</b>あさぎりテニスコート(社会体育施設)にて 通常練習1回</p> <p><b>活動日時：</b>土曜日8:30～11:30</p>

4部活動以外の部活動についても、できるところから地域部活動を開始しても良いことにしたが実施した部活動はありませんでした。休日の活動もこれまで通りの顧問が指導する中学部活動として実行されていました。地域部活動に関する規則・制度が顧問や指導者に十分に理解されていないようです。クラブ指導者登録を行った顧問は1名だけで意外な結果でした。休日も学校部活動として指導できる顧問がほとんどなのかもしれません。

今回決めた制度は不完全で、課題の多い内容となっていますが、多くの関係者(顧問・指導者・保護者)の考え方が、制度が完成したら地域部活動を始める、指示待ち状態のように感じられます。この状態こそが大きな問題となっています。

地域部活動推進は、新たな取り組みであり、関係者が自分事として動くことが重要であり、地域部活動に関して話し合う機会を増やして正しい理解と意思疎通を図りたいと思います。

課題は多々ありますが、既に判っている主要な課題には次の項目があります。

- ①施設使用料 中学校も学校開放施設として料金が発生する
- ②指導者謝金 働き方改革で推奨されているが 謝金以外の必要経費も
- ③備品・消耗品 学校・クラブ・参加者のいずれかで負担となるが
- ④保護者組織 部活動の育成会とは構成員が異なる

これらの課題項目内容について詳しく記述します。

<p><b>1. 施設使用料</b></p> <p>地域部活動は、中学校施設であっても施設使用料金が発生する。これは、受益者(保護者)負担又はクラブ負担のいずれかとなる。令和3年度は、本事業の委託費にて支出となるが、それ以降は財源が決まっていない。学校部活動の場合、施設使用料は全額免除となっている。地域部活動については、学校部活動と同様の減免処置を要望する予定である。但し、これはクラブの理念に反する要望であることを認識する必要がある。</p> <p>※施設使用料の減免処置は、学校教育課経由で市民活動推進課に要望</p>
<p><b>2. 指導者謝金及び指導者支援経費</b></p> <p>サークルの指導への謝金をクラブは支出していない。本推進事業では、謝金を支払うことを推奨しているが、現在は、各サークルに対応は任せており、ボランティアが基本となっている。</p> <p>部活動の外部指導者を兼務しているクラブの指導者は多数いる。外部指導者には、学校から謝礼が支払われている。地域部活動の開始により、この謝礼制度の改変が必要となる。</p> <p>クラブは、スクールの指導について費用弁償として謝礼を支出している。指導業務の対価としての謝金を支払うために、有償ボランティア制度の検討を行っている。税法や労基法に関する項目があり、これらはスポーツ庁など行政機関に要望すべき課題である。</p> <p>指導者は、スポーツ安全保険にクラブ負担にて加入しており、地域部活動の指導を行う顧問もクラブへの指導者登録により保険加入を行う。登録の無い人の指導支援は問題要因となる。</p> <p>指導者の研修や資格取得など指導者に関わる経費について、クラブから助成も検討課題となっている。</p>
<p><b>3. 備品・消耗品など購入経費</b></p> <p>クラブはスクールに必要な物品(備品・用品・消耗品など)を所有している。学校部活動でも同様の物品を所有している。サークル(地域部活動)ではクラブ所有の物品の使用を許可して受益者負担の軽減している。学校と協力して、共用可能な物品については、互いに共用できるように検討する。受益者負担とクラブ負担の区別を明確にすることが必要となる。</p>
<p><b>4. 保護者組織</b></p> <p>部活動に関わる経費のほとんどは地域部活動の経費となる。また、送迎など保護者支援も地域部活動における活動となる。現在、中学校にて組織されている保護者組織(育成会など)は、クラブ内にて組織する必要がある。行政からの助成金も地域部活動への助成に変更が必要となる。</p> <p>地域部活動には、複数の学校からの参加者があり、その点からも保護者組織は、クラブ内での組織化は必須となる。会計年度は4月～3月とし、役員交代もそれに合わせることにする。これらのことを保護者に説明し、関係者全員の共通認識とする必要がある。</p>

ここまで、「サークル改善策」、「地域部活動の進行状況」、「課題事項」について述べてきました。現時点(令和4年2月)において、地域部活動に関しては、顧問、外部指導者、育成会代表者と、一部のクラブ指導者までへの説明となっており、内容の理解度は低い状況です。

これからは、地域部活動に関する施策を部活動関係者に広報し、共通認識を高める作業を行う必要があります。また、顧問、外部指導者、クラブ指導者などの意思疎通と指導力の向上を図る作業をおこなうこととなります。

### 3. 実践研究成果

地域部活動推進事業は、狭義の目的としては、「中学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の具体策として、「休日の部活動を段階的に地域移行する」ための研究となります。しかし、実践研究としてはもう少し広義に捉えて、学校と地域が連携して、中学生の健全育成や地域づくりを目的とし、その目的達成に深く関係のある中学校運動部活動の改革という観点での実践研究を行いました。

萩原 S C は、中学校と連携して部活動を平成 15 年から実行してきました。今回の地域部活動推進事業を実施したことで、問題解決が進んだことや、ヒントを得ることがありました。課題を抱えたままの項目もありますが、実践研究の成果としてまとめます。

#### 1. 学校とクラブの連携が急速に進展することになった

平成 15 年から連携をめざし行動していたが、連携は進展しなかった。進展の要因は次の通り

- ①中学校が地域部活動の方針は決定し、関係者(顧問、指導者、保護者)に広報した
- ②地域部活動の形体を、学校単位から地域単位に変更することにした
- ③萩原 S C が実行してきた事業形態が、地域部活動に適合する形であった

※決定すべき部署が決定し指示したことで、関係者(顧問・保護者等)はそれを受け入れた  
**中学校がやる気(当事者意識)を持ち、行動を開始することが最大の要因**

#### 2. 部活動に関わる問題を整理することができた

学校とクラブで部活動に関する問題について、これまで検討を重ねて来たが、課題解決が進まなかった。地域部活動推進を考える過程で、部活動問題を分析・整理し、連携課題解決のヒントを得ることができた。

中学校部活動改革には、問題を 2 つに大別して取り組む

- ①部活動問題 部活動自体の問題で、まずは中学校内で解決を検討すべき問題
- ②連携問題 中学校と地域(総合型クラブ等)とが連携して取り組む問題

各々の問題の要点を下記する。

**◎部活動問題** → 地域移行とは直接関係のない問題

- ・体罰、いじめ、バーンアウト、スポーツ傷害などは、部活動自体の問題
- ・転勤や卒業で関係者の交代があり、問題が蓄積されない & 解決案も引き継がれない

※部活動問題の詳細はこの報告では省略するが、学校側で検討することを要望する

**◎連携問題** → 地域部活動推進(地域移行)はこちらに分類

- ・連携について、中学校と地域間の相互認識が不一致で、意思統一が不足している
- ・部活動に関する規則に、実際の運用が合致していないことが多々ある
- ・学校側で決めた部活動指針を、学校が率先して守らないと連携は進まない

※学校とクラブにて協議すべき課題が少し判ってきた

連携の形態は、地域 3 つ(助成型・協働型・請負型)と家庭関係 萩原 S C は協働型

### 3. 下呂市のスポーツ環境の改革機運が高まる効果があった

下呂市スポーツ協会において、組織改革案が承認され、令和4年度から組織再編を行うことになった。総合型クラブなどの地域スポーツ団体を育成・支援するための地域スポーツ部会を新設して、競技スポーツ部会と2つの事業部会体制とすることになった。

スポーツ少年団、中学校体育連盟も地域スポーツ部会に所属し、総合型クラブも加え、それらを統合しての育成・支援体制を構築することになる。

下呂・金山地域には地域部活動の受け皿となる地域団体が整備されていない。下呂温泉しらざぎSC他を候補に、下呂市全域の地域部活動が検討されているが、これらも地域スポーツ部会が支援する事業と考えられている。

### 4. 萩原SCの事業改善(事業見直しや組織再編など)を進めるきっかけとなった

萩原SCの会員数は約700名で、小学生200名・中学生200名程度となっている。萩原南中・北中の生徒の80%以上が会員登録しており、そのほとんどの生徒が、クラブの事業においても部活動と同じ種目に参加している。結果として、地域移行をしている形になっている。クラブ指導者登録すれば、顧問も指導に携わることもでき、実際に登録している顧問も存在している。

しかし、今回の部活動改革においては、指導者謝金、指導方針や指導者資格など地域移行後の指導者に関する必要要件が定まっていない状態となっている。地域部活動推進を通して、これまでクラブが実施してきた事業について、中学校連携に関わる課題も含め小中学生向け事業の見直し・改善作業を、緊急の課題として捉え取り組むことになった。

本事業の具体策である「休日の部活動の地域移行」は、ほんの少し実施した程度となっています。地域部活動推進は、ほんの一部の関係者が活動を開始しただけで、ほとんどの人が内容を理解していない状況となっています。部活動関係者（顧問・保護者・外部指導者・クラブ指導者など）の地域部活動の目的や内容の理解は不足しています。また、関係者相互の共通認識や意思疎通はできていません。

令和4年度からは、具体的活動を増やす必要はありますが、その前に、関係者みんなの地域部活動への理解を高め、意思疎通と共通認識を深める必要があります。コロナ禍において、協議等を行うことに制限はありますが、それを理由に協議を引き延ばすことの無いように、関係者みんなで協力して事業推進して行きますので、よろしくお願いします。

#### 【添付資料】

* 1	地域部活動推進事業概要設計書	
* 2	地域部活動推進事業説明書	
* 3	地域部活動推進事業ガイド	
* 4	クラブ指導者登録書	
* 5	地域部活動申請書	
* 6	令和3年度地域運動部活動推進事業経過報告書	会議等の作業経過報告